## 新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月1日

新潟県企業管理者 樺 澤 尚

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後		改	正	前	
第183条 (略)	第183条	(略)			
(電磁的記録による作成等)					
第183条の2 この規程の規定により作成し、又は					
保存することとされている書類等(書類、計算書					
その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識					
することができる情報が記載された紙その他の有					
体物をいう。次項及び次条において同じ。)につい					
ては、当該書類等に記載すべき事項を記録した電					
磁的記録の作成又は保存(以下「作成等」という。)					
<u>をもつて、当該書類等の作成等に代えることがで</u>					
きる。この場合において、当該電磁的記録は、当					
該書類等とみなす。					
2 前項の規定により電磁的記録により作成等を行					
うときは、電子計算機に備えられたファイルに記					
録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法					
により一定の事項を確実に記録しておくことがで					
きる物を含む。)をもつて調製する方法により行う					
<u>ものとする。</u>					
_(電磁的方法による書類等の提出等)_					
<b>第183条の3</b> この規程の規定による書類等の提出					
若しくは送付又は書類等による通知については、					
当該書類等が電磁的記録で作成されている場合に					
は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方					
法その他の情報通信の技術を利用する方法をい					
<u>う。)をもつて行うことができる。</u>					

## 附則

この規程は、公布の目から施行し、令和4年4月1日から適用する。